

既に権限移譲した市町村

- ◇ 平成22年度～ 郡山市(2ha以下)
- ◇ 平成23年度～ 白河市、大玉村(2ha以下)
- ◇ 平成24年度～ 相馬市(8月～)(2ha以下)
- ◇ 平成29年度～ 21市町村
- ◇ 平成30年度～ 24市町村
- ◇ 平成31年度～ 27市町村
- ◇ 令和2年度～ 30市町村
- ◇ 令和3年度～ 31市町村
- ◇ 令和4年度～ 33市町村

区分	市町村					
	平成29年度～	平成30年度～	平成31年度～	令和2年度～	令和3年度～	令和4年度～
①4ha以下の農地転用許可権限 (県条例 第1条)	4市 福島市* 郡山市 ※ 白河市 ※ 本宮市*	6市 福島市 郡山市 いわき市 ※ 白河市 二本松市* 本宮市	8市 福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市* 相馬市 ※ 二本松市 本宮市	9市 福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市* 相馬市 二本松市 本宮市	9市 福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 本宮市	10市 福島市 会津若松市* 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 本宮市
②2ha以下の農地転用許可権限 (県条例 第2条)	3市村 相馬市 伊達市* 大玉村	4市町村 相馬市 伊達市 桑折町* 大玉村	3市町村 伊達市 桑折町 大玉村	3市町村 伊達市 桑折町 大玉村	3市町村 伊達市 桑折町 大玉村	3市町村 伊達市 桑折町 大玉村
③30a以下の農地転用許可権限 (県条例 第3条)	3市町村 いわき市* 檜枝岐村* 南会津町*	2町村 檜枝岐村 南会津町	2町村 檜枝岐村 南会津町	2町村 檜枝岐村 南会津町	2町村 檜枝岐村 南会津町	3町村 檜枝岐村 南会津町 西会津町*
④30a以下で、次の転用の場合の許可権限 (県条例 第4条) ・農業用施設事業 農業用施設、農畜産物処理加工施設、 農畜産物販売施設 ・集落接続事業 住宅、日常生活上又は業務上必要な施設 ・非線引都市計画用途地域内農地 都市計画法の用途地域内 ・一時転用事業 仮設工作物等一時転用 (営農型発電設備等除く)	11市町村 南相馬市* 棚倉町* 矢祭町* 塙町* 鮫川村* 玉川村* 平田村* 古殿町* 富岡町* 川内村* 浪江町*	12市町村 南相馬市 泉崎村* 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 玉川村 平田村 古殿町 富岡町 川内村 浪江町	14市町村 南相馬市 西郷村* 泉崎村 矢吹町* 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 玉川村 平田村 古殿町 富岡町 川内村 浪江町	16市町村 田村市* 南相馬市 西郷村 泉崎村 中島村* 矢吹町 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 玉川村 平田村 古殿町 富岡町 川内村 浪江町	17市町村 田村市 南相馬市 会津坂下町* 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 玉川村 平田村 古殿町 富岡町 川内村 浪江町	17市町村 田村市 南相馬市 会津坂下町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 玉川村 平田村 古殿町 富岡町 川内村 浪江町

下線*：新規移譲、※：区分変更

21市町村

24市町村

27市町村

30市町村

31市町村

33市町村